
広陵町自家用有償旅客運送運行委託業務 仕様書

広陵町企画部総合政策課

令和5年2月

1 目的

現在、当町では、奈良交通バス路線の一部休廃止に伴い、在来地区の交通弱者及び高齢者の移動手段確保のため、コミュニティバス「広陵元気号」を平成24年2月から運行し、平成28年10月には「広陵元気号」を定時定路線で有償化した上で運行している。また、令和3年度に策定した「広陵町地域公共交通計画」（以下「交通計画」という。）に基づき、地域のニーズに合った公共交通を維持・確保し、効率的な公共交通体系とするため、新たな「地域公共交通ネットワーク」を構築した。以上を踏まえ、令和5年7月から広陵元気号を再編し、支線の2路線を予約に応じて定められた乗降場所間を運行する「自家用有償旅客運送（市町村有償運送）」（以下「自家用有償運送」という。）の実施を予定している。

自家用有償運送への移行に際し、効率的な運行を行うに当たり、事業者から提案を求めるため、公募型プロポーザル方式（書面審査）により、事業者の選定を行うものである。

2 業務の概要

- (1) 広陵元気号の南部支線（1周約21.00km、バス停数31箇所）及び北部支線（1周約22.65km、バス停数34箇所）について、令和5年7月から町内全域及び近隣市町において、利用者の予約に応じて運行する自家用有償運送とするものである。
- (2) 自家用有償運送に当たっては、国土交通省が所管する地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）（以下「補助金」という。）を活用し運行する予定である。なお、令和5年度事業（事業期間：令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）及び令和6年度事業（事業期間：令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の補助金については、受託者が必要書類を作成した上で、交付申請等の必要な手続きを行い、交付された補助金については委託料で相殺することとする。令和7年度事業以降については、広陵町地域公共交通活性化協議会において補助申請を行う予定であるため、町と協議し、必要書類の作成支援を行うこと。

3 委託業務名

広陵町自家用有償旅客運送運行委託業務

4 委託業務期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

※業務契約については長期継続契約とする。

※運行スケジュールは以下のとおり予定している。

準備期間：契約締結日から令和5年6月30日まで（詳細協議）

再編運行（調整期間）：令和5年7月1日から令和5年9月30日まで

確定した運行計画による運行：令和5年10月1日から令和9年3月31日まで

※受託事業者決定から契約日までに町と受託者における協議を実施する予定である。

5 委託業務実施場所

広陵町内全域（16.30km²）、大和高田市（コープなんごう：大和高田市大谷758-81）及び田原本町（国保中央病院：田原本町宮古404-1）の各一部

6 運行主体

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業者であり、公告日時点で3年以上、奈良県内での営業実績を有する者であること。

7 前提条件

本委託業務の前提条件は次のとおりである。

(1) 運行車両

運行車両については、当町所有の以下の車両を使用するものとする。なお、運行ドライバーについては、大型二種免許保有者が対応すること。

ア 実走車 12人乗りワゴン車（ハイエース） 2台

イ 予備車 12人乗りワゴン車（ハイエース） 1台

※通常時はアの2台を使用し、アの車両が事故等により使用できない場合は、イの車両を使用するものとする。ア及びイの車両の内2台以上が事故等により使用できない場合、受託者が保有している同等の車両を運行に充てること（広陵町自家用有償運送として運行していることが容易に識別できるよう、車体にマグネットシールを用いるなどし、表示すること。）とするが、代替車両については、町と協議の上、決定する。

ただし、「4 委託業務期間」の実証運行期間については、町が別に用意する10人乗りワゴン車（ハイエース）を使用すること。

(ア) 車両については、日常点検、清掃、燃料補給、修繕、法定点検整備、タイヤ等の交換を行い、必要に応じて、その他消耗品、備品の購入及び管理を行うこと。

(イ) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のため、車内における消毒など、必要な対策を講じること。

(ウ) 受託者が加入する自動車損害賠償の任意保険の条件について、対人及び対物は無制限とする。

(エ) 上記(ア)から(ウ)については、本業務の委託料内で全て賄うこと。

(2) 運行方法

利用者から利用予約（以下「予約」という。）があった際に、他の利用者との乗合により定められた乗降場所間を車両2台で運行する、非定時非定路線の区域運行方式とする。乗降場所については「8 (2) 乗降場所」のとおりとする。

運行ルートについては、町が別で整備するAI予約システム及び車内タブレット端末（以下「システム」という。）を活用し、当該タブレット端末に掲出された予約者順に最適なルートにより運行すること。

また、円滑な運行のため、町及びシステム運用事業者と連携し運行を行うこと。

なお、運行方法及び運賃などの運行に係る諸条件については、令和5年7月1日から9月30日までの利用状況等に基づき、10月1日以降の運行条件が変更となる可能性があるため、適宜、町と協議を行い対応すること。

※電話を含む予約受付業務は本業務に含まない。

8 運行の詳細

「7 前提条件」に基づいた運行の詳細は次のとおりとする。

(1) 運行日及び運行業務時間

運行日は、年末年始の12月29日から1月3日まで及び日曜日を除く毎日とし、運行業務時

間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

ただし、午前9時00分に利用者が乗車できるように対応することとし、併せて、最終予約受付時間は、午後4時30分（予定）までとする。

(2) 乗降場所

利用者の乗降場所は、広陵町内全域、コープなんごう（大和高田市）及び国保中央病院（田原本町）に設置する約100箇所とする。

乗降場所については、広陵元気号中央幹線及び奈良交通路線バスの停留所に設定するほか、具体的な位置については、今後決定する。

(3) その他

車両の待機場所については、予約を受けて迅速に迎車が行える場所に設定すること。

本運行業務は予約に応じた運行ではあるが、上記の運行業務時間について、運転者には本業務に専念させることとし、必要に応じて交代要員を準備すること。

なお、1予約当たりの運行は、約20分を想定している。

9 業務内容

(1) 運転業務

自家用有償運送の運転業務に際し、「7 前提条件」「8 運行の詳細」に基づき、円滑な運行を実施すること。

ア 乗務員は、労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。

イ 乗務員は、町が運営する自家用有償運送の車両を運転していることを自覚し、安全運転及び親切丁寧な対応に努めること。

ウ 運行に当たっては、町が整備するシステムに基づき、運転業務を行うこと。

エ 事故発生時などの緊急時には、予約センターのオペレーター等と円滑に連絡を行えるよう、連絡体制を整えること。

オ 乗車時に本人確認を行うこと。確認方法については、町及びシステム事業者との協議により決定する。

カ 安全な運行を継続するため、運行経路上における道路陥没、損傷及び事故発生場所について記録し、町と情報共有すること。

キ 利用者数、運賃、走行距離、運行業務時間等の運行記録に関する日報を作成し、月別の実績をExcelデータで毎月10日までに提出すること。

ク アからキまでの具体的な実施方法及び安全運転につながる具体的な取組について提案すること。

(2) 運行管理業務

ア 運行管理業務の範囲は、運行業務全体の管理に係る一切の業務とする。

イ 安全第一とし、確実、円滑に運行するため、運転業務員の無理な配置とならないようにするとともに、運転業務員の健康管理等にも十分注意すること。

ウ 常に運転業務員に対して注意を促すとともに、定期的に教育・研修を行い、安全運転の励行等を徹底すること。また、新たに運行業務に就く者に対しても同様とする。

エ 事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず解決し、応援車の手配等適切に行うこと。

- オ 事故発生による全ての費用は、受託者が負うこと。
※受託者に責がない事故の場合は、費用負担を要しない。
- カ 事故発生時には、遅滞なく当町公共交通所管課に報告すること。
- キ 事故発生時や乗りこぼし等の不測の事態への対応を適切に行うこととし、具体的な対応については提案すること。
- ク 苦情等への対応を適切に行うこと。
- ケ アからクまでの具体的な実施方法及び適切な運行管理につながる具体的な取組について提案すること。

(3) 運賃徴収業務

- ア 運賃は中学生以上を大人とし有料での運行を予定している。
ただし、未就学児は保護者同伴につき1人まで無料とする。
- イ 小学生以下、高齢者（対象年齢は現在検討中）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はスマートフォンアプリ「ミライロ ID」を呈示した者及びその介助者1人まで運賃を半額とする。
- ウ 運賃の徴収については、システムでの事前決済及び乗車時決済の2パターンでの併用を予定しているため、全てに対応すること。
- エ 乗車時における運賃の徴収は、現金以外にキャッシュレス決済（交通系ICカード、各種クレジットカード及びバーコード決済等）にも対応すること。なお、キャッシュレス決済に必要な機器は受託者が用意することとし、機器導入に係る費用及びキャッシュレス決済の運用に係る手数料等は、受託者負担とする。
- オ 自家用有償運送と広陵元気号中央幹線及び奈良交通路線バスとの乗継割引を検討中であり、割引対応及び乗継券の発行など乗継制度の導入について対応すること。
- カ 運賃徴収の際に発生する釣銭等を準備すること。
- キ 徴収した運賃等は、委託料で相殺すること。
- ク 徴収した運賃は毎日集計を行い、種別及び金額をまとめて運賃日報を作成し、月別の実績をExcelデータで毎月10日までに提出すること。
- ケ 町が準備する「広陵元気号ポイントカード」を希望する乗客に配付し、乗客から提示されたポイントカードには指定の印鑑で押印すること。ポイントカード制度については、電子化も検討しているため、対応すること。なお、電子化に必要な機器等は町で準備する。
- コ 町との協議により、町のイベント時や町が要請した時は、乗車運賃を無料にするなど、運賃收受について臨機応変に対応すること。
- サ 町が要請したチラシや本などの車内設置について、町との協議により対応すること。
- シ アからサまでの具体的な実施方法及び適切な運賃徴収につながる具体的な取組について提案すること。

(4) その他

自家用有償運送の効率的な運行を行うためには、運行主体とシステム運用事業者との連携が不可欠であるため、本業務実施に当たっては、実施事業者決定後速やかに、町及びシステム運用事業者と連絡体制を構築すること。運行実施前には月に2回程度、運行実施中は月に1回程度の打ち合わせを予定しているため、出席できるよう社内体制を整えること。

また、国土交通省が所管する地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）について、申請書類の作成を行い、毎年5月15日頃までに町に提出する

こと。必要に応じて、その他の活用可能な補助金についても、町と協議の上申請書類等の必要書類を作成すること。

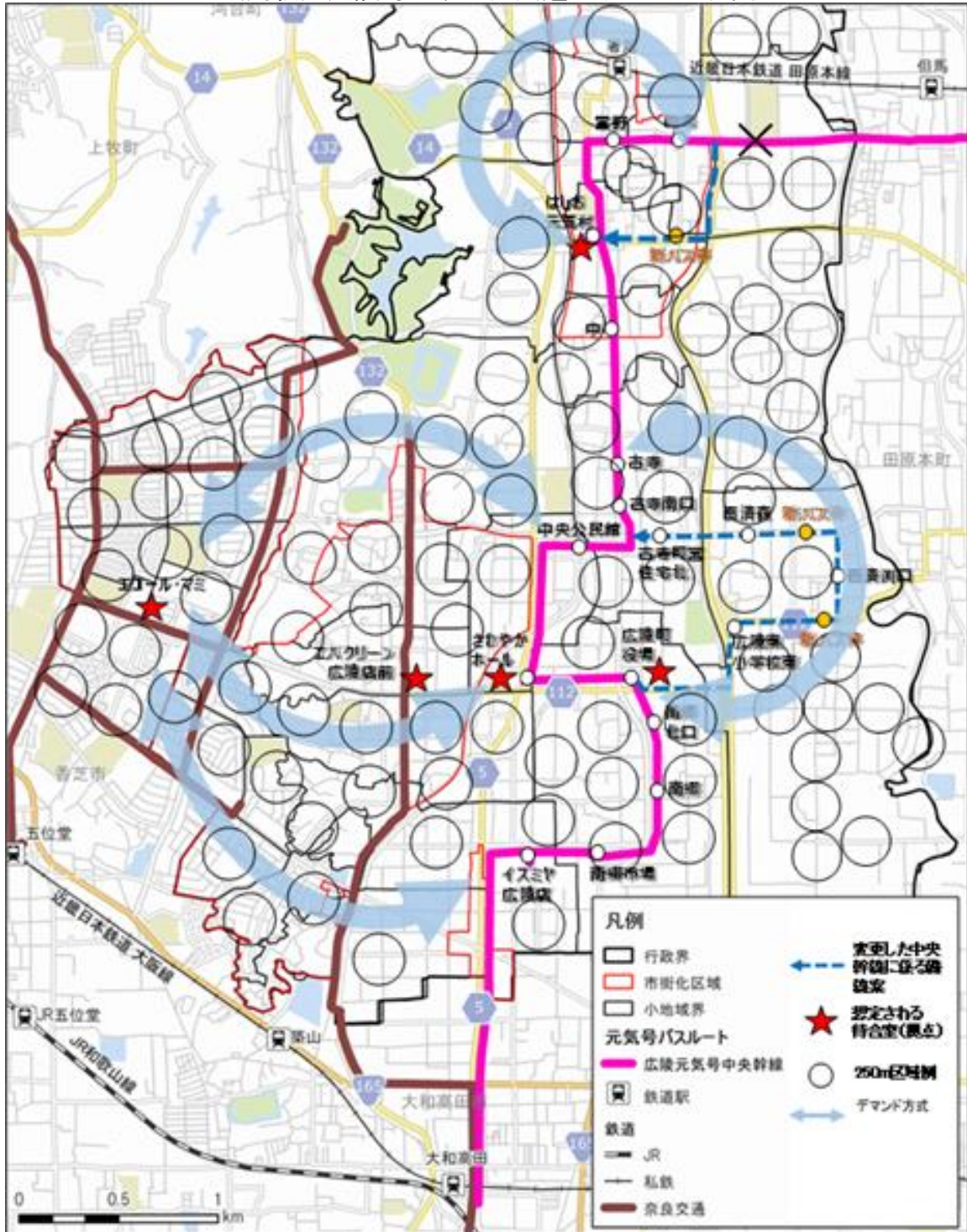
10 秘密の保持

本委託業務において、乗客の個人情報の取扱いには、広陵町個人情報保護条例（平成17年3月広陵町条例第5号）等の関係法令を遵守するとともに、その管理には細心の注意を払い、適正に処理しなければならない。

11 その他

- (1) 本委託業務に当たっては、運行管理者及び担当者を配置し、当町との連絡調整が円滑に実施できるよう、社内体制を整えること。
- (2) 原則、原油価格の動向や税制改正等、社会情勢の変化により事業費を見直すことはしないが、情勢に応じて必要であれば受託者と協議を行う。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、受託者と別途協議を行う。

(別紙) 広陵町地域公共交通ネットワーク図



- ・自家用有償運送については、車両2台で広陵町内全域、コープなんごう（大和高田市）及び国保中央病院（田原本町）に設置する乗降場所（約100箇所）間を運行する。
- ・自家用有償運送の乗降場所は、広陵元気号中央幹線の停留所（ピンク線及び青色破線上の○印）及び奈良交通路線バスの停留所（茶色線上）並びに上図の○印（250m間隔に1つを想定）の範囲内に1箇所ずつを想定しており、具体的な位置については今後決定する。